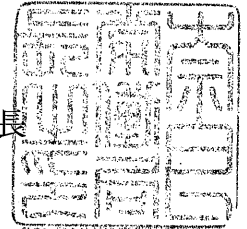


奈労発基 0522 第 1 号

平成 30 年 5 月 22 日

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会会長 殿

奈良労働局長



平成 30 年度 (第 29 回) 3 ヶ月無災害運動への参加について (お願い)

平素より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、奈良県では、今なお年間約 5,000 人にも及ぶ労働者が労働災害に被災し、平成 29 年の休業 4 日以上死傷者数は、1,251 人となり、7 人の尊い生命が職場で失われる結果となりました。

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない」

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国だけでなく、事業者、労働者、発注者など全ての関係者がこの意識を共有し、それぞれが責任ある行動を取ることが求められています。

奈良労働局及び県下の各労働基準監督署においては、職場における自主的な労働災害防止活動の一助となるよう、平成 2 年度から毎年、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間に『3 ヶ月無災害運動』の実施を関係者の皆様に呼びかけています。

つきましては、業務御多忙のところ誠に恐縮ですが、本運動の趣旨・目的を御理解いただきまして、傘下会員事業場に対し、別添リーフレットを御活用いただくなど、あらゆる機会を通じて本運動への参加を勧奨していただくとともに、死亡災害の未然防止を含めた労働災害防止のための取組を指導していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

別添リーフレットは、

奈良労働局ホームページ (<http://nara-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) 又は

奈良県労働基準協会ホームページ (<http://www.nararouki.com/>)

にも掲載されています。